

児童家庭支援センター
運営事業者募集要項

令和8年4月

福島県こども未来局児童家庭課
電 話024-521-8665
FAX024-521-7747

1 公募の概要

(1) 公募の趣旨

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的としています。

福島県では、児童家庭支援センターの果たす役割の重要性を認識し、県内への追加設置を計画しています。そこで、運営費等の補助を受け、児童家庭支援センターの設置・運営を実施する法人等を公募します。

(2) 応募要件

令和8年度中の児童家庭支援センター開設に向け、次の項目をすべて満たしていること。

- ア 「福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める児童家庭支援センターに関する基準を満たした施設を有していること。
- イ 「福島県児童家庭支援センター設置運営要綱」に定める要件を満たしていること。
- ウ 「福島県児童福祉法施行細則」に定める児童福祉施設設置の認可申請により、福島県知事に認可されている又は選定後に許可申請すること。
- エ 「福島県児童家庭支援センター運営費補助金交付要綱」に定める補助対象となる事業を計画していること。
- オ 県内に主たる事務所を有していること。

(3) 募集施設数・担当地域

- ア 児童家庭支援センター：1か所
- イ 浜通り地域：1か所

※児童家庭支援センターは、児童福祉法第7条に定める児童福祉施設に該当し、設置にあたっては、県知事の認可が必要です。

認可の窓口も「問合せ先・応募書類提出先」と同じです。

(4) 公募スケジュール

内 容	日 程
公募開始	2026年4月24日(金)
事前協議	2026年4月24日(金) ～ 5月22日(金)
事業計画書等提出	2026年4月24日(金) ～ 5月22日(金)
選定結果通知	2026年6月中旬予定

(5) 応募方法

ア 応募書類について

応募書類については、以下により提出してください。

① 提出物

応募申込書	様式第1号	各正本1部、副本10部
事業計画書	様式第2号	
法人等の概要がわかる資料	自由様式	
収支予算書	自由様式	
建物その他設備の規模及び構造並びにその図面	自由様式	
資産状況を明らかにする書面	自由様式	
定 款		

② 提出期間

2026年4月24日(金)から2026年5月22日(金)まで(土曜日及び日曜日並びに国民の祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

③ 提出場所

「3 問合せ先・応募書類提出先」のとおり。

④ 提出方法

持参又は郵送で提出してください。

なお、郵送により提出する場合は書留郵便とし、2026年5月22日(金)午後5時必着とします。

(6) 選定方法

- ア 応募要件を満たさない者の届出は無効とします。
- イ 福島県児童家庭支援センター運営事業者の選定にあたり、選定委員会にて事業計画書等のプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施します。
なお、正式な開催日時及び場所は別途通知します。
- ウ 2者以上の場合は事業計画等（実施体制・実施地域・地域の児童の福祉に関する実績等）をもとに1者選定します。

(7) 選定結果

選定結果は、応募したすべての法人等に書面で通知します。

(8) その他留意事項

- ア 応募に係る一切の費用は、応募者の負担とします。
- イ 提出された応募書類等は返却しません。
- ウ 審査のため、事業予定地や現在運営している法人等の状況について、必要に応じて現地調査を行うことがあるので、その場合、法人等は可能な限り協力すること。
- エ 選定が決定した後でも、下記に該当する場合は決定を取り消すことがあるので留意すること。
 - ① 応募要件の基準を満たさなくなった場合。
 - ② 事業計画書等の提出書類について、虚偽の記載があることが判明した場合。
 - ③ 事業計画書等の提出書類について、応募要件を満たしていないことが判明した場合。
 - ④ その他関係法令等に違反すると認められる場合。
- オ 選定が決定した後は、児童家庭支援センター設置運営にあたっては、関係法令を順守するとともに福島県の指導や指示に従うこと。

2 児童家庭支援センターの運営費等（2026年度）

（1）運営費：事務費及び事業費の合計額

（内訳：給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費、役務費、報酬、報償費、委託料、改修費、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金）

ア 事務費 1か所当たり

心理療法等を担当する職員が常勤の場合	年間	12,546,000円
心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 （年度途中の開始、又は中止等の場合）	年間	8,283,000円
心理療法等を担当する職員が常勤の場合	月額	1,045,000円
心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 （1月未満の場合は1月とする）	月額	690,000円

イ 事業費

開所初年度は、開所月数による下記の年額とする。

開所月数	年額（円）	開所月数	年額（円）
1ヶ月	352,800	7ヶ月	1,851,300
2ヶ月	352,800	8ヶ月	1,851,300
3ヶ月	352,800	9ヶ月	1,851,300
4ヶ月	352,800	10ヶ月	2,792,000
5ヶ月	937,550	11ヶ月	2,792,000
6ヶ月	937,550	12ヶ月	2,792,000

（参考 次年度からの事業費）

1か所当たり 次の表の該当する件数区分に定める額

※ 件数区分の算定は、前年度における地域・家庭（里親家庭を含む。）からの電話相談、来所相談、訪問相談、心理療法及びメール・手紙その他による相談件数並びに関係機関との連携・調整、市町村からの求めに応じた回数を合算した数とする。

前年度途中に開所した場合は、前年度の件数を開所した月以降の月数で除した数に12を乗じて得た数の区分とする。

件数区分（件）	基準額（円）
50～599	352,800
600～899	937,550
900～1,399	1,851,300
1,400～1,899	2,792,000
1,900～2,399	3,527,000
2,400～2,899	4,262,000
2,900～3,399	4,997,000
3,400～3,899	5,732,000
3,900～4,399	6,467,000
4,400件以上	6,615,000

（2）初度調弁費

児童家庭支援センター開設に伴う費用 1か所当たり 400,000円

3 問合せ先・応募書類提出先

福島県子ども未来局児童家庭課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎6階）

電話番号 024-521-8665

FAX番号 024-521-7747

E-mail jidoukatei@pref.fukushima.lg.jp